

令和 5 年度

厚木市資金不足比率審査意見書

公共下水道事業会計

厚木市監査委員

令和 6 年 8 月 16 日

厚木市長 山 口 貴 裕 様

厚木市監査委員 石 井 勝

厚木市監査委員 佐 野 良 人

厚木市監査委員 渡 辺 貞 雄

令和 5 年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度厚木市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

# 令和5年度厚木市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見書

## 第1 審査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく審査

## 第2 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第3 審査の期間

令和6年7月12日から令和6年8月8日まで

## 第4 審査の方法

審査に当たっては、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資金不足比率	— %	— %	— %
20.0 %			

※ 上段は厚木市、下段は経営健全化基準値を表している。

※ 上記表中の「—」は、資金不足がないことを表している。なお、「0」と表示しないのは、資金不足比率がマイナス比率(資金余剰)となるためである。